

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活に困難をきたす災害時要援護者等を対象に開設される避難所であり、対象となる要援護者や開設時期により、次の2つに区分される。

- ・福祉避難スペース（身近な福祉避難所）：通常の指定避難所内に一定の空間を確保
- ・拠点的な福祉避難所：バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等

拠点的な福祉避難所の指定基準

社会福祉事業を行う施設等のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに事前に協定を締結し、福祉避難所として指定する。

- ① 土砂災害危険箇所区域外に位置すること
- ② 過去に浸水被害があった地域では、2階以上に避難空間が確保できること
- ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
- ④ 避難者用スペースとして20㎡（1人当2㎡として介助者を含め10人分）以上が確保できること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えない。

※ 想定している施設は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とすること。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者とする。

要援護者もまずは通常の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者が振り分けられ、福祉避難スペースでの避難生活が困難な者が福祉避難所へ避難する。

対象者を介助する者は、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができる。（介助者は1人までとし、要援護者数には算入しない。）

主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能を期待しているものではない。

福祉避難所の事業内容

- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決める〕
- ② 被災した要援護者の福祉避難所への移送（協力できる範囲で）
- ③ 被災した要援護者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要援護者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担する。

災害時要援護者の避難支援のイメージ

